

細街路拡幅整備事業の手続き概要（区道編）

担当：開発指導課 開発指導係・細街路担当

1 細街路拡幅整備事業の相談

2 2項道路の中心線判定協議（1部）

（1）申請者から判定の依頼

提出書類：案内図、公図の写、現況測量図、建築確認資料（建築計画概要書、確認申請書の副本等の中心線根拠資料）、官民境界確定資料および民々境界確定資料の写

（2）資料調査・現地調査等

（3）中心線の決定

（4）図面を作成（2項道路中心線協議図）

（5）図面に協議済印を押印（協議終了）

3 細街路拡幅整備協議

（1）細街路拡幅整備協議申請書の提出（正副2部）

添付書類：案内図、現況測量図、2項道路中心線協議図、建築計画配置図、求積図、公図写、公共用地境界図・区域図（確定済の場合）、委任状、現況写真等

（2）後退用地の管理方法の調整

原則港区で区道として管理

（3）後退用地の整備方法の調整

原則港区で整備及び測量

申請者整備等の場合は助成金支給

（ただし、整備等及び助成金には除外条件設定）

（4）後退用地の権原（土地の管理権限）の調整

港区管理の場合は寄付申出書か無償使用承諾書の提出必要

4 拡幅整備工事

（1）港区整備の場合

細街路拡幅整備工事依頼書の提出

（2）申請者整備の場合

細街路自主整備工事承認申請書の提出

工事着手届

工事完了届

（3）工事完了確認

5 非課税手続き代行

6 後退表示板設置

細街路拡幅整備事業の手続き概要（私道編）

担当：開発指導課 開発指導係・細街路担当

1 細街路拡幅整備事業の相談

2 2項道路の中心線判定協議（1部）

（1）申請者から判定の依頼

提出書類：案内図、公図の写、現況測量図、建築確認資料（建築計画概要書、確認申請書の副本等の中心線根拠資料）、官民境界確定資料および民々境界確定資料の写

（2）資料調査・現地調査等

（3）中心線の決定

（4）図面を作成（2項道路中心線協議図）

（5）図面に協議済印を押印（協議終了）

3 細街路拡幅整備協議

（1）細街路拡幅整備協議申請書の提出（正副2部）

添付書類：案内図、現況測量図、2項道路中心線協議図、建築計画配置図、求積図、公図写、委任状、現況写真等

（2）後退用地の整備方法の調整

原則港区で整備

申請者整備等の場合は助成金支給

（ただし、整備等及び助成金には除外条件設定）

4 拡幅整備工事

（1）港区整備の場合

細街路拡幅整備工事依頼書の提出（後退用地の隣接土地所有者の承諾）

（2）申請者整備の場合

細街路自主整備工事承認申請書の提出

工事着手届

工事完了届

（3）工事完了確認

5 後退表示板設置